廣報 おおだて

第3号
毎月1回発行
発行所　秋田縣大館市片町
発行人　大館市役所調査室
編集人　佐々木　弘
秋田市長野町
印刷所　秋田活版印刷株式会社
（一部五円）

九月急須市議會終る

社会福祉事務所の設置決る

全議案原案通り可決す

九月の市急須臨時議会は去る十八日午後一時七分開会（五名欠席）

太田固定資産税務委員長から八月定例市議会で付託になった議案第六四号（固定資産評価審査委員会條例）について委員長報告があり修正可決、続いて次の議案第七六号から同八三号までを一括上程、原案通り可決午后三時七分散会した。

議案第七六号
昭和二十六年度大館市一般会計才入才出追加予算（第三号）

議案第七七号
大館市福祉事務所設置條例設定の件

議案第七八号
大館市課及室設置條例中の一部改正の件

議案第七九号
大館市職員定数條例中の一部改正の件

議案第八〇号
大館市外十一ケ町村傳染病舎組合規約改正の件

議案第八一号
大館市外十一ケ町村傳染病舎組合に加入の件

議案第八二号
公安委員会委員選任につき同意を求めるの件

議案第八三号
固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めるの件

尚大館自由労組長から議長宛に提出の陳情書（賃金改正及議会内に失業対策機関を設ける旨）及大館料理屋組合長並に新富町協力員からの陳情書（新富町から弁天町に通じる道路を新設してほしい旨）はそれぞれ総務委員会に付託した。

人口動態

（十月一日現在）

◇世帯数　五、八〇七世帯
男　一四、九七三名
女　一五、五一五名
人口計　三〇、四八八名

対前月増減
◇世帯数　五世帯（減）
男　二六名（減）
女　五名（増）
計　二一名減

◇　◇　◇

九月中出生、死亡者

	※出生	※死亡
男	十三名	十二名
女	十九名	六名
計	三十二名	十八名

寸言

先人ヲ追イ越スハ易ク後人ニ超サレザルハ難シ

七十八名が入所

市洋裁研究所

市立大館洋裁研究所の入所式は去る八日午前十時から行われ本科生四十名、研究科三十六名、専攻科二名、計七十八名が晴れの入所を終えた。

予防接種の日程

種痘、百日せき、ヂフテリアの予防接種は次の日程で行われますから進んで受けられるように望みます。

◇種痘　予防接種
十八日　釈迦内支所
二十二日　右同
①昭和二十六年一月一日から六月末日までに生れた者
②昭和二十七年小学校入学予定者
③二十七年小学校卒業予定の者

◇百日せき（第二回目）
二十日　釈迦内支所
二十九日　大館保健所
三十日　大館公民館
三十一日　國民健康保険病院
①昭和二十五年十二月一日から昭和二十六年五月三十一日までの間に生れた者

◇ヂフテリヤ（第二回目）
二十七日　釈迦内支所石田医院
二十九日　大館保健所
三十日　大館公民館
三十一日　國民健康保険病院
①二十五年九月一日から二十六年二月二十八日までに生れた人
②明年四月小学校入学予定者
③明年三月小学校卒業予定者
先れも九時から午后三時まで

商工會議所發足

会頭に緑川正雄氏

陣容も整え船出

市民待望の社團法人大館商工会議所は遂に誕生した。

久しい間市民の間に渇望されていた商工会議所は生産工業の維持強化、新規企業の設置、研究並に指導、商業の振興、地域産業の発展増強等々その課せられた責務は実に大である。

新生大館市は商工会議所の設立発足と商工業者に対する今後の活動によって大きな期待が持たれる訳である。

市内片町の旧税務署跡に真新しい看板を掲げ陣容も整つた会議所は会頭に木材工業界のホープである北秋木材株式会社々長緑川正雄氏（四四才）が就任された。氏は人も知る斯界の権威者であり、氏の力量手腕に俟つものは極めて大きい、また副会頭には中田直敏氏と明石弘太郎氏が居り、辣腕家石垣事務局長の就任も、人を得たものであり、市民の協力のもとこの限りない発展を祈つてやまない。

（写真は新発足した大館商工会議所と緑川会頭）

釈迦内分館の容姿

八月中旬発足した市公民館釈迦内分館は地元婦人会、青年会などの熱意によつて見事に完成その後々社会教育の殿堂として市民から日毎に親しまれている

（写真はその偉容）

國民のたすけあい 赤い羽根の運動

十月一日より一ケ月間

どうぞ
今年も
あなたの
御協力を!!

共同募金運動も皆さまの御協力により本年で第五年目を迎えました。隣人をすくい、住みよい社会をつくることは、自分自身を幸福にすることです皆さまの御協力をお願い致します。

固定資産評價審査委員會

固定資産評価審査委員会は何をするのか、これについては「税特報」によってその概要を説明しましたが当市では左の三人の方が議会の同意を得て選任され、それぞれ委員長の互選並びに任期が決定され十月一日から発足しております。委員長野口民治郎（任期二年）委員長が欠けたる場合における委員長代理野辺茂儀（任期一年）越前谷儀一（任期三年）

一、委員会の仕事…は六月下旬以来大館市固定資産評価員並びに同補助員が、家屋については各家々を、土地については現況による調査をして九月三十日までにこれ等の時価を決定し登録された固定資産の課税台帳を定められた期間（自十月一日至十月十日（中に縦覧した方がその登録されている価額（台帳に表れているものについては補充課税台帳を作成するか、これは登録されているすべての事項）について不服があるときは別に定められた書式によつて請求されたものを審査決定するのであります。

二、審査請求の手続…十月十日まで台帳を縦覧した方が十月二十日までの間において請求したものに限り受理審査の効力があります

その審査請求を受けた委員会では二十日以内にそのことを決定し、決定した日から十日以内に請求者に通知することになつています。

三、審査の方法…には書面審査と口頭審理及び実地調査の方法がありますが口頭審理を請求する方は、委員会に出席して意見を述べることができます、又どの審査でもその固定資産に関する関係資料を提出することができます。

委員会の決定した価額に尚不服がある場合は県知事に訴願し又は裁判所に出訴することができます

昭和二十六年度の台帳の縦覧及び委員会の会議は前記の通りでありますが昭和二十七年度は次の通りで前述の手続により開かれます

①台帳の縦覧日…三月一日から同月十日までの間

②委員会の会議期間…は三月一日から四月十日までの間において開かれます。

（註）十月六日までにおける台帳の縦覧の状況は、第一日三〇人、第二日三五人、第三日三八人、第四日六〇人、第五日七二人第六日（正午まで）十二人で何れも家屋の縦覧が多く縦覧の六割を占めております。不服があり請求書を受理したものは二件（提出見込のもの八件はまだ提出されていない）であり、審査を決定したものはありません。

商工会議所と同調

十二月に市勢要覧刊行

市制施行後の市勢について早くから「市勢要覧」の刊行が必要であるといわれていたが、市調査係では皆さんのための要覧編集にとりかかることになり、商工会議所と同調して具体的な準備を進めている

當分は市役所内に

福祉事務所発足

社会保険制度の重要な三つの部門である國家扶助と社会福祉を専門的に行う事務所として、今月一日から大館市にも社会福祉事務所が生れました。

この社会福祉事務所というのは、「生活保護法」「児童福祉法」「身体障害者福祉法」の三つの法律にきめられている援護事務や、育成及び更生などのいろいろな事務を専門的に行うものです。

例えば－生活保護、児童の問題、身体障害者の問題について相談したり、調査、指導などであります

事務所は当分の間市役所の中におかれますが内容は専門的知識と役割とをもつた「社会福祉主事」という職員がおかれ、それにともなう事務を行う職員、また仕事が法律通り正しく行われているかどうかを監督し、[illegible]」が居り、全体の責任者である所長が統轄して仕事をしてゆくことになります。

秋の清掃検査

実施日割

今年の秋の清掃検査は次の日割で実施することに決つた

十月十五日（月）御成町一丁目、二丁目、三丁目、豊田、中道、新地、南新町、田代町
十月十六日（火）大下町、観城、金段、赤館、[illegible]、桜町、四丁目、五丁目
同十七日（水）田町、大町、寺町、鉄古町、柳町、四丁目、五丁目
同十八日（木）弁天町、昭和町、新富町、常盤木町、御幸町、長倉町、愛宕町、末広町
同十九日（金）新町、一心院、谷地町、馬喰町、[illegible]
[illegible]
二十四日（水）大館、中道、上山崎台、日影町
同二十五日（木）[illegible]（一）、[illegible]（二）
同二十六日（金）[illegible]
同二十七日（土）[illegible]
同二十九日（月）[illegible]
同三十日（火）[illegible]、松木

市民の苦情承り所

行政と民主化と言うことが叫ばれてから随分長い時間が費やされてきた。実際問題の解決に当つてはやはり六カ敷しいことがある。

市政は市民の代表が行い、その福利は市民が受けるのであるから行政の民主化は何といつても両者の好意の上に築かれた理解がその基調でなければならないと思う。

◇　◇　◇

声なきところに声を聞き、色なきところに色を見、常に市民の希求を鋭敏に察知して、公にして明、明にして行政の手をさしのべることが行政に携るものの精神でなければならない。

これと同様に市民もまた、常に市政の動きに強い関心と、市の発展のための批判的態度と、健全な世論がなければならない

◇　◇　◇

佐藤市長は就任後何よりも先づこの点に着目し、正しい世論の把握と民意反映の行政を目標した、ほんとうに私達の市役所として親しみのある、便利な市役所として市民の希望を受け入れることができるように努力している。

町から市になつても、何も変らないということをよく聞きますが、市制施行後六ケ月、直接市民の間に大きな変化を見せた事実は、あるいは少いかもしれない、しかし市制後六十年も経ている市と較べても、そう簡単にひけるものではないことは判り切つていることだ、問題は発展のために努力していることの認識であり、事実である。

◇　◇　◇

市の広報係はこうした市の[illegible]をお知らせする設置であり、[illegible]の集まりで、その声なき声を市長に反映させる窓口とアンテナの役割を担なつている。

広報係が出来てまだ二ケ月ではあるが、技術的にも、その能力においても[illegible]であるが、市民と市政の[illegible]として、その[illegible]かしたいと念じております。

◇　◇　◇

市民の苦情承り所として、これからもあなたの好意と理解を信じながら、問題にも[illegible]を出してゆきたいと思います。[illegible]て内に省み、[illegible]る様として、市民各位の「[illegible]」な御協力と御援助をお願いしてやまない。